

経営構造対策（担い手緊急地域）の概要

担い手育成緊急地域において、経営構造対策を実施しようとする場合には、
達成すべき成果目標が大幅に緩和されています！！

1. 事業内容

効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立するためには、経営の零細な農家が多く占める地域等においてこそ、地域農業の構造改革の加速化に取り組む担い手を支援することが必要である。このため、当該担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積の推進に必要な生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等を整備する。

2. 特徴

- (1) 生産から流通・販売・情報・交流等に至る34メニューのほか地域提案型の施設等の整備が可能
- (2) 整備期間は原則2年間であり、地域の実態に合わせた複数の施設等の総合的な整備が可能

3. 対象地域（担い手育成緊急地域）

担い手育成緊急地域とは、経営構造対策の対象となる地域のうち、次のいずれかの項目に該当する地域をいいます。

- (1) 次のいずれかの項目に該当する地域であって、地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する必要があると特に都道府県知事が認める地域
- (2) 次に掲げる基準の両方に該当し、地域農業の担い手として集落営農の組織化を緊急かつ積極的に推進する必要があると特に都道府県知事が認める地域。
 - ① 対象地域の販売農家（経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額50万円以上の農家をいう。）に対する副業的農家（農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいない農家をいう。）の割合が7割（北海道においては3割）以上の地域。
 - ② 対象地域の主業農家（農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で65歳未満の農業従事60日以上の子帯員がいる農家をいう。）の割合が1割（北海道においては6割）以下の地域。

4. 目標年度

担い手育成緊急地域における目標年度は、事業実施初年度を起点に3年度目のことです。

5. 経営構造対策（担い手育成緊急地域）の成果目標

担い手育成緊急地域において達成すべき成果目標には、必須設定目標と任意設定目標があり、必須設定目標のうち、いずれか一つの基準を満たすことが必要です。

成果目標	達成すべき成果目標の基準
【必須設定】 ①認定農業者等の育成 ア 事業地区における認定農業者数 イ 事業地区における農業生産法人の設立数 ウ 事業地区における特定農業団体の設立数 ②担い手への農地の利用集積率	目標年度（3年度目）の目標値が、以下のいずれかの基準を満たしていること。 a. 現在に比べて認定農業者を1名以上増加 b. 農業生産法人を1組織以上設立 c. 経営規模が20ha（中山間地域等にあつては10ha）以上の特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織を1組織以上設立 注：「いわゆる総兼業地帯等と呼ばれる地域」で事業を実施する場合は、必ずこの基準を満たしていること。 d. 担い手への農地利用集積率が30%以上に達する又は現状より5ポイント以上増加
【任意設定】 ③利用集積農地に占める連担化率 ④地区選択目標	

6. 事業実施期間

担い手育成緊急地域における事業実施期間は原則として2年間です。ただし、経営構造施設等整備付帯事業については目標年度まで実施できます。

7. 事業実施主体

市町村、農協、農業者等の組織する団体、第三セクター等、PFI事業者、農業サービス事業体、特定法人（農業経営基盤強化促進法又は旧構造改革特別区域法に基づく特定法人をいう。）等

8. 交付率

定額（1／2以内等）沖縄県にあつては定額（2／3以内）

交付の対象となる施設等メニュー一覧

経営構造対策では、下記に掲げる34の施設等メニューを組み合わせ合わせた総合的な条件整備が可能です。

また、これ以外にも地域の創意工夫を活かした地域提案型の施設等の整備を一体的に実施することができます。

交付対象施設等メニュー	交付金の交付率 (すべて以内)	交付対象施設等メニュー	交付金の交付率 (すべて以内)
1 区画整理	1 / 2	18 農業用水施設	1 / 2
2 畦畔整備	1 / 2	19 新技術活用種苗等供給施設	1 / 2
3 用排水整備	1 / 2	20 経営継承円滑化支援施設	1 / 2
4 農道	1 / 2	21 農業資材保管施設※	1 / 2
5 連絡道	1 / 2	22 農業機械高度利用施設※	1 / 2
6 農地保全整備	1 / 2	23 農林漁業体験施設	4 / 10
7 建物用地整備	1 / 2	24 産地形成促進施設	1 / 2
8 交換分合	1 / 2	25 地域食材供給施設	1 / 2
9 体験農園整備	1 / 2	26 総合交流拠点施設	1 / 2
10 新規就農者研修施設	1 / 2	27 女性アグリサポートセンター	1 / 2
11 高生産性農業用機械施設	1 / 2、1 / 3	28 高齢者農業活動支援施設	1 / 2
12 乾燥調製貯蔵施設	1 / 2	29 未利用資源活用施設	1 / 2
13 米麦流通合理化施設	1 / 2、1 / 3	30 地域農業管理施設	1 / 2
14 育苗施設	1 / 2	31 農業気象高度利用施設	1 / 2
15 農畜産物集出荷貯蔵施設	1 / 2	32 経営高度化支援施設	1 / 2
16 農畜産物処理加工施設	1 / 2	33 特認施設整備(複合経営促進施設等)	1 / 2
17 高品質堆肥製造施設	1 / 2	34 経営構造施設等整備附帯事業	1 / 2

注1※ は、沖縄県に限定したメニュー。

注2 沖縄県にあっては、すべてのメニューについて交付金率2 / 3以内。

注3 高生産性農業用機械施設のうち、交付金の交付率が1 / 3以内であるものは農業用機械及びこれらの附帯施設。

ただし、水稻直播機、細断型ロールベアラー、稲発酵粗飼料用ロールベアラー、家畜ふん尿の処理利用に係る機械を除く。